

要 旨

本研究は、日中農産品貿易自由化について、伝統的貿易制限措置（関税やセーフガードなどの制限措置）ではなく、非伝統的貿易制限措置（貿易制限的效果をとまなう多様な政策・制度・規格）に焦点を当て、その重要性を明らかにすることを目的としている。具体的には、生しいたけとねぎを事例として取り上げ、その貿易量の変動要因を確認することを通じてアプローチする。

今日の貿易自由化の課題は、伝統的貿易制限措置ではなく、非伝統的貿易制限措置への対応へと移行している。WTOの交渉分野の拡大や、「21世紀型地域主義」と呼ばれる地域貿易協定の隆盛がそのことを示している。しかし、自由化の進展が遅れている農産物貿易分野においては、依然、高関税などの貿易障壁の除去が論点となっている。本研究では、この点について、農産物貿易分野における伝統的貿易制限措置と非伝統的貿易制限措置の効果を確認し、農産物貿易分野においても、後者が重要であることを示す。

本研究が、日中農産品貿易に着目するのは、以下の理由による。まず、日中間経済関係は高度に緊密化し、貿易における補完関係も強いいため、貿易自由化の経済効果が高いといえるからである。これまで、日本と中国、それぞれが締結した自由貿易協定の例外品目と関税撤廃長期化の品目からセンシティブ部門を考察してみると、日本と中国ともに農産品に集中している。日本と中国の農産品部門はともにセンシティブ部門であり、農産品の貿易自由化交渉が日中間貿易自由化の障害になる可能性が高い。そのため、農産品貿易問題の解決が不可欠である。

具体的な実証研究において、生しいたけとねぎを品目として取り上げる理由は、生しいたけとねぎが実際に貿易摩擦事例となった品目であることによる。2001年に日本政府は生しいたけとねぎに対して中国にセーフガードを発動した。このような性格を持つ生しいたけとねぎの貿易を事例とすることは、伝統的貿易制限措置と非伝統的貿易制限措置の効果を検証する上でも有益である。

本研究は1988年から2010年のデータを用いて、日中間の生しいたけとねぎの貿易量の変動を説明する。ねぎの事例で、統計上の問題あるいは白ねぎの産品特性により非伝統的貿易制限措置の結果を検証できなかったが、生しいたけの貿易量の変動は、伝統的貿易制限措置だけでは説明できず、非伝統的貿易制限措置（検疫制度・食品安全問題など）の影響を受けている。その結果は非伝統的貿易制限措置の重要性を示しており、本研究の視点を支持している。